

会津若松市公設地方卸売市場条例及び同施行規則の改正について

1. 改正理由

本市卸売市場の設置根拠である卸売市場法等関係法令の改正（平成 30 年 6 月 22 日公布・令和 2 年 6 月 21 日施行）に伴い、市公設地方卸売市場条例及び同施行規則について所要の改正措置を講じようとするものです。

2. 背景

- (1) 農林水産業・地域が、将来にわたって持続的に発展するための方策を幅広く検討するため、農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、政策改革のグランドデザインとして「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定。
(平成 25 年 12 月 10 日)
- (2) 平成 28 年 11 月にプランを改訂し、中間流通（卸売市場関係業者）について抜本的な合理化を推進することによる「生産者に有利な流通・加工構造の確立」を規定。
- (3) 平成 29 年 12 月にプランを改訂し、公正・透明を旨とする共通ルール以外は国による一律規制を行わないことを明記。

生産者・消費者双方のメリット向上のため、①食品流通の合理化、②生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進 ⇒ 卸売市場法等関係法令の改正へ

3. 法改正・対応のポイント

- (1) 取引ルールについて、従前の国による一律規制（原則禁止）から原則自由に改正（旧法の条数 83 から、改正法の条数 19 へと大幅に改正され、国規制が縮小）
⇒取引参加者の意見を十分に聴いた上で、「会津若松市公設地方卸売市場条例及び同施行規則を改正する必要（条例改正案のポイント：別紙参照）
- (2) 開設者を市長とする地方卸売市場と位置付けられるためには、法施行期日（令和 2 年 6 月 21 日）までに、改めて法改正に伴う新たな取引ルールを定める条例・施行規則（法では「業務規程」という）を添付した申請書を提出し（改正法 13 条）、県の認定を得る必要

4. 施行期日

令和 2 年 6 月 21 日

※改正卸売市場法の施行期日に合わせ

条例改正案のポイント

項目		現行	条例改正案・規則改正案等での規定	条例改正案（条文）
1 市場の開設等	開設者	県知事の許可	県知事の認定（法第13条第1項） ⇒方法：業務規程（条例・規則）を添付した申請書の提出が必要	
	業務許可	卸売業者：県知事の許可（法・県条例）	開設者による許可等：改正条例で規定	
		仲卸業者：開設者の許可（現条例第9条）	⇒卸売業者：開設者の許可に ・条例案第6条の2 ・規則案第5条の2	(許可) 第6条の2 卸売業者になろうとする者は、規則で定めるところにより、取扱品目の部類ごとに市長の許可を受けなければならない。 2 略
		買受人：開設者の承認（現条例第12条）	その他：改正せず	
2 開設者の遵守事項 ※必須規定事項	①差別的取扱いの禁止	現条例では規定なし	条例案第2条の2に規定	(業務運営の基本原則) 第2条の2 市長は、市場の業務運営に関し、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。
	②開設者による売買取引の結果等の公表	現条例では第35条で場内での掲示を規定	掲示に留まらず広く「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」と改正（条例案第35条）	(卸売予定数量等の公表) 第35条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、その日の卸売のための販売開始時刻までに、当日卸売をされる物品の主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその卸売価格について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。 2～5 略
	③開設者が取引参加者へ遵守事項を遵守させる措置	・報告及び検査（現条例第52条） ・改善措置命令（現条例第53条）	改正せず	(報告及び検査) 第52条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場関係事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。 2 市長は、前項の検査を行うにあたっては、市場の業務又は会計事務に関して知識経験を有する者をもつてこれにあたらせるものとする。 3 前項の規定による検査にあたる職員は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (改善措置命令) 第53条 市長は、市場関係事業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その業務若しくは会計に關し、必要な改善措置を取るべき旨を勧告し、又は命ずることができる。
	④売買取引の方法	現条例第22条の2で詳細に規定	取引は原則自由とし、詳細規定は卸売業者に委ねるため削除し、基本的事項のみ規定（条例案第22条の3）	第22条の3 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札の方法又は相対による取引によらなければならない。
	⑤開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表	現条例では規定なし	・売買取引の方法の公表 条例案第22条の4第2項に規定 ・決済の方法の公表 条例案第41条の2に規定	(取引方法の公表) 第22条の4 卸売業者は、売買取引の方法を定め、又は変更するときは、次に掲げる事項を市場内の卸売場において掲示等の方法により公表しなければならない。 (1)当該品目及び売買取引の方法 (2)売買取引の方法を定め、又は変更する理由 2 市長は、前項の取引方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。 (決済の方法及び公表) 第41条の2 市場における売買取引の決済は、第36条から前条までに定めるもののほか、取引参加者間で決定した支払方法により、取引参加者間で決定した支払期日までに行わなければならない。 2 市長は、前項の決済の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
	①売買取引の原則	現条例第22条で規定	改正せず	第22条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。
	②卸売業者の差別的取扱いの禁止	現条例では規定なし	条例案第22条の2／規則案第22条に規定	(差別的取扱いの禁止) 第22条の2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人等に不当に差別的な取扱いをしてはならない。 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する品目について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則に定める理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

項目	現行	条例改正案・規則改正案等での規定	条例改正案（条文）
3 取引参加者の遵守事項（共通） ※必須規定事項	③売買取引の方法 現条例第22条の2で詳細に規定	取引の詳細は卸売業者に委ね、基本的事項のみ規定（条例案第22条の3）	第22条の3 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売り若しくは入札の方法又は相対による取引によらなければならない。
	④売買取引の条件の公表 現条例では規定なし	条例案第22条の5に規定	(売買取引の条件の公表) 第22条の5 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 (1)営業日及び営業時間 (2)取扱品目 (3)生鮮食料品等の引渡しの方法 (4)委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額 (5)生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 (6)第38条第1項で規定する出荷獎励金及び同条第2項で規定する買受代金完納獎励金（以下「獎励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその交付基準と金額
	⑤決済の確保 現条例第36条～41条で規定	・改正せず ・条例案第6条の5（卸売業者の事業報告書の提出）を追加／規則案第8条（事業報告書の作成）を改正	(卸売業者の事業報告書の提出) 第6条の5 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。 2 卸売業者は、前項の報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1年間生たる事務所に保管しなければならない。 3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をしたものから、前項の写しの閲覧の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (1)当該卸売業者に対する卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められるものからの申し出がなされた場合。 (2)安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申し出がなされたと認められる場合。 (3)同一のものから短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合。
	⑥卸売業者による売買取引の結果等の公表 現条例では規定なし	条例案第35条第3項～第5項に規定	(卸売予定期量等の公表) 第35条 1～2 略 3 卸売業者は、その日の卸売のための販売開始時刻までに、当日卸売をする物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその卸売価格を公表するものとする。 4 卸売業者は、売買取引の方法ごとに、その日に卸売した物品について、主要な品目の数量及び卸売価格を公表するものとする。この場合において、卸売価格については、産地、等級別に高値及び安値に区分してするものとする。 5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び獎励金等がある場合にあってはその月の前月の獎励金等の種類ごとの交付額（第22条の5の規定によりその条件を公表した委託手数料及び獎励金等に係るものに限る）を公表するものとする。
	①第三者販売（卸売業者が仲卸業者以外へ販売） 現条例では原則禁止（第23条）	原則自由に (条例案第23条／規則案第26条)	(仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売の報告) 第23条 卸売業者は、毎月、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をした品目の卸売数量等を、規則で定める報告書により、翌月20日までに市長に報告しなければならない。
	②自己買受け（卸売業者による卸売の相手方としての買受け） 現条例では原則禁止（第23条）	原則自由に (条例案第23条／規則案第26条)	(卸売業者以外の者からの買い入れ等により行った販売の報告) 第32条 仲卸業者は、毎月、卸売業者以外の者からの買い入れ等により行った物品の販売数量等を規則で定める報告書により、翌月20日までに市長に報告しなければならない。
4 市場毎に定めることが可能な事項	③直荷引き（仲卸業者による卸売業者以外からの買受け） 現条例では原則禁止（第32条）	原則自由に (条例案第8条・第32条／規則案第37条)	(卸売業者以外の者からの買い入れ等により行った販売の報告) 第32条 仲卸業者は、毎月、卸売業者以外の者からの買い入れ等により行った物品の販売数量等を規則で定める報告書により、翌月20日までに市長に報告しなければならない。
	④商物分離（市場外の生鮮食料品等の卸売り） 現規則では原則禁止（第27条）	原則自由に (現条例第24条・第29条、現規則第27条・第27条の2・第29条を削除)	
	⑤受託拒否の禁止 現条例では規定なし (改正法で規定：法第13条第5項第5号2)	原則禁止に (条例案第22条の2第2項／規則案第22条)	(差別的取扱いの禁止) 第22条の2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人等に不当に差別的な取扱いをしてはならない。 2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則に定める理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

法：卸売市場法

条例：会津若松市公設地方卸売市場条例

規則：会津若松市公設地方卸売市場条例施行規則